

○ 質屋営業法に基づく処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和3年 月 日作成</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>法 令 名：質屋営業法（3-1）</td> </tr> <tr> <td>根 拠 条 項：第23条</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 概 要：質物等の差止<u>め</u></td> </tr> <tr> <td>原権者（委任先）：警察署長</td> </tr> <tr> <td>法 令 の 定 め：</td> </tr> <tr> <td> <p>処 分 基 準：</p> <p>質屋が所持している物品が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。</p> <p>なお、質屋営業法第23条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種物品に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該質物の品目や価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。</p> </td> </tr> <tr> <td>問 い 合 せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td>備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：質屋営業法（3-1）	根 拠 条 項：第23条	処 分 の 概 要：質物等の差止 <u>め</u>	原権者（委任先）：警察署長	法 令 の 定 め：	<p>処 分 基 準：</p> <p>質屋が所持している物品が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。</p> <p>なお、質屋営業法第23条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種物品に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該質物の品目や価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。</p>	問 い 合 せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話043-201-0110）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月11日作成</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>法 令 名：質屋営業法（3-1）</td> </tr> <tr> <td>根 拠 条 項：第23条</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 概 要：質物等の差止</td> </tr> <tr> <td>原権者（委任先）：警察署長</td> </tr> <tr> <td>法 令 の 定 め：</td> </tr> <tr> <td> <p>処 分 基 準：</p> <p>質屋が所持している物品が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。</p> <p>なお、質屋営業法第23条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種物品に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該質物の品目や価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。</p> </td> </tr> <tr> <td>問 い 合 せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td>備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：質屋営業法（3-1）	根 拠 条 項：第23条	処 分 の 概 要：質物等の差止	原権者（委任先）：警察署長	法 令 の 定 め：	<p>処 分 基 準：</p> <p>質屋が所持している物品が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。</p> <p>なお、質屋営業法第23条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種物品に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該質物の品目や価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。</p>	問 い 合 せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話043-201-0110）	備 考：	<p>処分の概要訂正</p>
法 令 名：質屋営業法（3-1）																		
根 拠 条 項：第23条																		
処 分 の 概 要：質物等の差止 <u>め</u>																		
原権者（委任先）：警察署長																		
法 令 の 定 め：																		
<p>処 分 基 準：</p> <p>質屋が所持している物品が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。</p> <p>なお、質屋営業法第23条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種物品に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該質物の品目や価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。</p>																		
問 い 合 せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話043-201-0110）																		
備 考：																		
法 令 名：質屋営業法（3-1）																		
根 拠 条 項：第23条																		
処 分 の 概 要：質物等の差止																		
原権者（委任先）：警察署長																		
法 令 の 定 め：																		
<p>処 分 基 準：</p> <p>質屋が所持している物品が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。</p> <p>なお、質屋営業法第23条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種物品に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該質物の品目や価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。</p>																		
問 い 合 せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話043-201-0110）																		
備 考：																		

処 分 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名：質屋営業法（3-2）
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条（許可の基準）
処 分 基 準： 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成29年10月11日作成

法 令 名：質屋営業法（3-2）
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条（許可の基準）
処 分 基 準： 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-3)
根 拠 条 項 : 第25条第2項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係 (電話043-201-0110)
備 考 :

処 分 基 準

平成29年10月11日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-3)
根 拠 条 項 : 第25条第2項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可取消し、質屋営業の停止命令
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係 (電話043-201-0110)
備 考 :

改正後	改正前	備考
<p>別紙 質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準 (趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人を含む。以下同じ。）又は代理人若しくは使用人その他の従業者が行った法令違反行為に対し千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 営業停止命令 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、質屋に対し、質屋営業の停止を命ずることをいう。</p> <p>(2) 許可の取消し 法第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の許可を取り消すことをいう。</p> <p>(3) 法令違反行為 法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(4) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為をいう。</p> <p>(5) 営業停止期間 営業停止命令において質屋が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。</p> <p>(法令違反行為の分類)</p> <p>第3条 法令違反行為は、別表第1及び第2に定めるとおり、法に違反する行為をA、B、C及びD、法以外の法令に違反する行為をE、F、G及びHに分類するものとする。</p> <p>(営業停止命令を行うべき場合)</p> <p>第4条 次の各号のうちいずれかに該当し、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認める場合は、営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) 質屋がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。</p> <p>(2) 質屋がE、F、G又はHに分類されるものを行ったことにより罰金刑に処せられたとき。</p>	<p>別紙 質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準 (趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人を含む。以下同じ。）又は代理人若しくは使用人その他の従業者が行った法令違反行為に対し都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 営業停止命令 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、質屋に対し、質屋営業の停止を命ずることをいう。</p> <p>(2) 許可の取消し 法第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の許可を取り消すことをいう。</p> <p>(3) 法令違反行為 法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(4) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為をいう。</p> <p>(5) 営業停止期間 営業停止命令において質屋が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。</p> <p>(法令違反行為の分類)</p> <p>第3条 法令違反行為は、別表第1及び第2に定めるとおり、法に違反する行為をA、B、C又はD、法以外の法令に違反する行為をE、F、G及びHに分類するものとする。</p> <p>(営業停止命令を行うべき場合)</p> <p>第4条 次の各号のうちいずれかに該当し、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認める場合は、営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) 質屋がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。</p> <p>(2) 質屋がE、F、G又はHに分類されるものを行ったことにより罰金刑に処せられたとき。</p>	

(3) 質屋がその代理人又は使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

(営業停止命令に係る基準期間等)

第5条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) C及びG 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) D及びH 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

(営業停止命令の併合)

第6条 法令違反行為に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基準期間 各法令違反行為について前条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その長いものが1月である場合にあつては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。）
- (2) 短期 各法令違反行為について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの
- (3) 長期 各法令違反行為について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(観念的競合)

(3) 質屋がその代理人又は使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

(営業停止命令に係る基準期間等)

第5条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) C及びG 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) D及びH 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

(営業停止命令の併合)

第6条 法令違反行為に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基準期間 各法令違反行為について前条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その長いものが1月である場合にあつては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。）
- (2) 短期 各法令違反行為について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの
- (3) 長期 各法令違反行為について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(観念的競合)

第7条 1個の行為が2個以上の法令違反行為に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、各法令違反行為について第5条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第8条 質屋が営業停止命令を受けた日から3年以内に当該質屋に営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為について第5条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。

(営業停止期間の決定)

第9条 営業停止期間は、第5条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第5条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為により盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められること。
- (2) 質屋又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。
- (3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて軽微であると認められること。
- (4) 質屋が営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛しゆんの情が著しいこと。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第5条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

第7条 1個の行為が2個以上の法令違反行為に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、各法令違反行為について第5条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第8条 質屋が営業停止命令を受けた日から3年以内に当該質屋に営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為について第5条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。

(営業停止期間の決定)

第9条 営業停止期間は、第5条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第5条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為により盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められること。
- (2) 質屋又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。
- (3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて軽微であると認められること。
- (4) 質屋が営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛しゆんの情が著しいこと。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第5条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

- (2) 法令に違反した程度が著しく大きいこと。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められること。
- (4) 質屋が営業停止命令対象行為を行った日前3年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、営業停止命令を受けたこと。
- (5) 営業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて重大であると認められること。
- (6) 質屋が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(許可の取消しを行うべき場合)

第10条 次の各号のうちいずれかに該当する場合は、質屋に帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復しようとしているとき等を除き、許可を取り消すものとする。

- (1) 質屋が法以外の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 質屋（質屋が未成年者である場合の法定代理人を除く。）が法第3条第1項第3号、第4号、第6号又は第9号に該当したとき。
- (3) 質屋が法人である場合において、その業務を行う役員のうち法第3条第1項第1号、第3号から第7号までに該当したとき、又は許可の取消しをしようとする以前3年以内に法第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
- (4) 質屋の法定代理人が法第3条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号に該当し、又は該当するに至ったとき。

2 前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 質屋がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 第8条の規定により営業停止命令の長期が1年に達した場

- (2) 法令に違反した程度が著しく大きいこと。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められること。
- (4) 質屋が営業停止命令対象行為を行った日前3年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、営業停止命令を受けたこと。
- (5) 営業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて重大であると認められること。
- (6) 質屋が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(許可の取消しを行うべき場合)

第10条 次の各号のうちいずれかに該当する場合は、質屋に帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復しようとしているとき等を除き、許可を取り消すものとする。

- (1) 質屋が法以外の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 質屋（質屋が未成年者 又は成年被後見人である場合の法定代理人を除く。）が法第3条第1項第3号、第5号又は第8号に該当したとき。
- (3) 質屋が法人である場合において、その業務を行う役員のうち法第3条第1項第1号、第3号から第6号までに該当したとき、又は許可の取消しをしようとする以前3年以内に法第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
- (4) 質屋の法定代理人が法第3条第1項第1号、第3号若しくは第6号に該当し、又は該当するに至ったとき。

2 前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 質屋がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 第8条の規定により営業停止命令の長期が1年に達した場

令和元年6月14日
成年被後見人等適正
化法改正による質屋
営業法改正に伴う訂
正、条ずれ

令和元年6月14日
成年被後見人等適正
化法改正による質屋
営業法改正に伴う条
ずれ

合であって、前条第3項に掲げる処分を加重すべき事由があるとき。

(4) 許可の取消しを行おうとする日前1年間に60日以上営業停止命令を受けた質屋又は代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為を行った質屋又は代理人等が法令違反行為を繰り返すおそれが極めて強く、質屋営業の健全化が期待できないと判断されるとき。

(情状による軽減)

第11条 第10条第2項の基準のみによれば許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(営業停止命令及び取消しの関係)

第12条 法令違反行為に対して許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

(二以上の営業所を有する質屋に対する許可の取消し等)

第13条 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について許可を取り消された場合は、許可を取り消された原因である行為を代理人等が行い、かつ、当該行為が当該営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても許可を取り消すものとする。

2 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について営業停止を命じられた場合は、営業停止を命じられた原因である行為を代理人等が行い、かつ、当該行為が当該営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても営業停止を命ずるものとする。

合であって、前条第3項に掲げる処分を加重すべき事由があるとき。

(4) 許可の取消しを行おうとする日前1年間に60日以上営業停止命令を受けた質屋又は代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為を行った質屋又は代理人等が法令違反行為を繰り返すおそれが極めて強く、質屋営業の健全化が期待できないと判断されるとき。

(情状による軽減)

第11条 第10条第2項の基準のみによれば許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(営業停止命令及び取消しの関係)

第12条 法令違反行為に対して許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

(二以上の営業所を有する質屋に対する許可の取消し等)

第13条 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について許可を取り消された場合は、許可を取り消された原因である行為を代理人等が行い、かつ、当該行為が当該営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても許可を取り消すものとする。

2 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について営業停止を命じられた場合は、営業停止を命じられた原因である行為を代理人等が行い、かつ、当該行為が当該営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても営業停止を命ずるものとする。

改正後

別表第1（第3条関係）

番号	法令違反行為	義務付け規定	分類
1	無許可営業	法第5条、法第30条	A
2	名義貸し	法第6条、法第30条	A
3	営業停止等命令違反	法第25条、法第30条	A
4	営業制限違反	法第11条、法第31条	B
5	無許可営業所移転等	法第4条第1項、法第32条	C
6	確認義務違反	法第12条前段、法第32条	C
7	帳簿等記載等義務違反	法第13条、法第32条	C
8	帳簿保存義務違反	法第14条第1項、法第32条	C
9	品触書保存等義務違反	法第20条第2項、法第32条	C
10	品触れ相当品届出義務違反	法第20条第3項、法第32条	B
11	差止め命令違反	法第23条、法第32条	B
12	変更等届出義務違反	法第4条第2項、法第33条第1号	C
13	許可証亡失等届出義務違反	法第8条第3項、法第33条第1号	C
14	許可証の返納義務違反	法第9条、法第33条第1号	C
15	許可の表示義務違反	法第10条、法第33条第1号	C
16	帳簿毀損等届出義務違反	法第14条第2項、法第33条第1号	C
17	質契約内容の揭示義務違反	法第16条第1項、法第33条第1号	C
18	三月未満の流質期限の定め	法第16条第2項、法第33条第1号	C
19	揭示内容違反契約	法第16条第3項、法第33条第1号	C
20	立入等の拒否等	法第24条第1項、法第33条第2号	B
21	質物の保管設備の基準違反	法第7条第3項	D
22	不正品申告義務違反	法第12条後段	C
23	質受証交付義務違反	法第15条第1項	D
24	受取権者確認義務違反	法第17条第2項	D
25	質物が滅失等した場合の通知義務違反	法第19条第1項	D
26	損害賠償請求権放棄契約	法第19条第3項	D

改正前

別表第1（第3条関係）

番号	法令違反行為	義務付け規定	分類
1	無許可営業	法第5条、法第30条	A
2	名義貸し	法第6条、法第30条	A
3	営業停止等命令違反	法第25条、法第30条	A
4	営業制限違反	法第12条、法第31条	B
5	無許可営業所移転等	法第4条第1項、法第32条	C
6	確認義務違反	法第13条前段、法第32条	C
7	帳簿等記載等義務違反	法第14条、法第32条	C
8	帳簿保存義務違反	法第15条第1項、法第32条	C
9	品触書保存等義務違反	法第21条第2項、法第32条	C
10	品触れ相当品届出義務違反	法第21条第3項、法第32条	B
11	差止め命令違反	法第23条、法第32条	B
12	変更等届出義務違反	法第4条第2項、法第33条第1号	C
13	許可証亡失等届出義務違反	法第8条第3項、法第33条第1号	C
14	許可証の返納義務違反	法第9条、法第33条第1号	C
15	許可の表示義務違反	法第10条、法第33条第1号	C
16	帳簿毀損等届出義務違反	法第15条第2項、法第33条第1号	C
17	質契約内容の揭示義務違反	法第17条第1項、法第33条第1号	C
18	三月未満の流質期限の定め	法第17条第2項、法第33条第1号	C
19	揭示内容違反契約	法第17条第3項、法第33条第1号	C
20	立入等の拒否等	法第24条第1項、法第33条第2号	B
21	質物の保管設備の基準違反	法第7条第3項	D
22	不正品申告義務違反	法第13条後段	C
23	質受証交付義務違反	法第16条第1項	D
24	受取権者確認義務違反	法第18条第2項	D
25	質物が滅失等した場合の通知義務違反	法第20条第1項	D
26	損害賠償請求権放棄契約	法第20条第3項	D

備考

令和元年6月14日
成年被後見人等適正
化法改正による質屋
営業法改正に伴う条
ずれ

改正後

改正前

備考

別表第2（第3条関係）

番号	法令違反行為等			分類
	法律名	関係条項	法令違反行為	
1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	E
2	刑法	第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）又は第2項（所持に係る部分に限る。）	わいせつ物販売目的所持	F
3	刑法	第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）	窃盗・同未遂	E
4	刑法	第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）	背任・同未遂	E
5	刑法	第254条	遺失物等横領	F
6	刑法	第256条第2項	盗品運搬等	E
7	刑法	第261条	器物損壊等	E
8	刑法	第263条	信書隠匿	F
9	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第10条（第3項に係る部分を除く。）	犯罪収益等隠匿等・同未遂	E
10	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第10条第3項	犯罪収益等隠匿等予備	F
11	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第11条	犯罪収益等收受	E
12	贋虎鬚獸鬚氣獲取締法	第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）	獣皮又はその製品の販売又は所持	F
13	印紙等模造取締法	第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）	模造印紙等の輸入等	F

別表第2（第3条関係）

番号	法令違反行為等			分類
	法律名	関係条項	法令違反行為	
1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	E
2	刑法	第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）又は第2項（所持に係る部分に限る。）	わいせつ物販売目的所持	F
3	刑法	第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）	窃盗・同未遂	E
4	刑法	第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）	背任・同未遂	E
5	刑法	第254条	遺失物等横領	F
6	刑法	第256条第2項	盗品運搬等	E
7	刑法	第261条	器物損壊等	E
8	刑法	第263条	信書隠匿	F
9	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第10条（第3項に係る部分を除く。）	犯罪収益等隠匿等・同未遂	E
10	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第10条第3項	犯罪収益等隠匿等予備	F
11	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第11条	犯罪収益等收受	E
12	贋虎鬚獸鬚氣獲取締法	第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）	獣皮又はその製品の販売又は所持	F
13	印紙等模造取締法	第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）	模造印紙等の輸入等	F

14	産業標準化法	第78条（第3号に係る部分に限る。）	表示の付してある輸入された鉱工業品又は電磁的記録を記録した記録媒体の販売	F
15	外国為替及び外国貿易法	第69条の6第1項第1号	許可を受ける義務のある外国相互間の貨物の移動を伴う取引	E
16	外国為替及び外国貿易法	第69条の6第1項第2号・第69条の6第3項	許可を受ける義務のある特定地域を仕向地とする特定種類貨物の輸出・同未遂	E
17	外国為替及び外国貿易法	第69条の6第2項第2号・第69の6第3項	核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の特定地域への輸出・同未遂	E
18	外国為替及び外国貿易法	第69条の7第1項第3号	許可を受ける義務のある特定地域以外を仕向地とする特定種類貨物の輸出	E
19	外国為替及び外国貿易法	第69条の7第1項第4号	承認を受ける義務のある特定種類又は特定地域を仕向地とする貨物の輸出	E
20	外国為替及び外国貿易法	第69条の7第1項第5号	承認を受ける義務のある貨物の輸入	E
21	外国為替及び外国貿易法	第70条第1項第6号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）	許可を受ける義務のある貴金属の輸出	E
22	外国為替及び外国貿易法	第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）	届出をする義務のある貴金属の輸出	F
23	文化財保護法	第193条	重要文化財の輸出	E
24	文化財保護法	第194条	重要有形民族文化財の輸出	E
25	関税法	第108条の4第2項、同3項	児童ポルノ、特許権侵害物品等の輸出・同未遂	E
26	関税法	第108条の4第5項	児童ポルノ、特許権侵害物品等の輸出の予備	E
27	関税法	第109条第1項、同3項	けん銃等の輸入・同未遂	E

14	工業標準化法	第70条（第3号に係る部分に限る。）	表示の付してある輸入された鉱工業品の販売	F
15	外国為替及び外国貿易法	第69条の6第1項第1号	許可を受ける義務のある外国相互間の貨物の移動を伴う取引	E
16	外国為替及び外国貿易法	第69条の6第1項第2号・第69条の6第3項	許可を受ける義務のある特定地域を仕向地とする特定種類貨物の輸出・同未遂	E
17	外国為替及び外国貿易法	第69条の6第2項第2号・第69の6第3項	核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の特定地域への輸出・同未遂	E
18	外国為替及び外国貿易法	第69条の7第1項第3号	許可を受ける義務のある特定地域以外を仕向地とする特定種類貨物の輸出	E
19	外国為替及び外国貿易法	第69条の7第1項第4号	承認を受ける義務のある特定種類又は特定地域を仕向地とする貨物の輸出	E
20	外国為替及び外国貿易法	第69条の7第1項第5号	承認を受ける義務のある貨物の輸入	E
21	外国為替及び外国貿易法	第70条第1項第6号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）	許可を受ける義務のある貴金属の輸出	E
22	外国為替及び外国貿易法	第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）	届出をする義務のある貴金属の輸出	F
23	文化財保護法	第193条	重要文化財の輸出	E
24	文化財保護法	第194条	重要有形民族文化財の輸出	E
25	関税法	第108条の4第2項、同3項	児童ポルノ、特許権侵害物品等の輸出・同未遂	E
26	関税法	第108条の4第5項	児童ポルノ、特許権侵害物品等の輸出の予備	E
27	関税法	第109条第1項、同3項	けん銃等の輸入・同未遂	E

法律改正、条項変更
に伴う変更

28	関税法	第109条第2項、同3項	公安又は風俗を害すべき書籍等の輸入・同未遂	E
29	関税法	第109条第4項	けん銃等の輸入の予備	E
30	関税法	第109条第5項	公安又は風俗を害すべき書籍等の輸入の予備	E
31	関税法	第112条	犯罪に係る貨物の運搬、保管等	E
32	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の2第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的でのけん銃等の不法輸入・同未遂	E
33	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第1号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われるけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等の目的で行うけん銃の所持	E
34	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第2号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われる2以上のけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等の目的で行う2以上のけん銃の所持	E
35	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等の譲渡し又は貸付け・同未遂 営利目的のけん銃等の譲受け又は借受け・同未遂	E
36	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的でのけん銃実包の不法輸入・同未遂	E
37	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の8	けん銃実包の所持	E
38	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃実包の譲渡し・同未遂 営利目的のけん銃実包の譲受け・同未遂	E
39	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項第1号	猟銃の所持	E
40	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項第2号、第2項	けん銃部品の不法輸入・同未遂	E

28	関税法	第109条第2項、同3項	公安又は風俗を害すべき書籍等の輸入・同未遂	E
29	関税法	第109条第4項	けん銃等の輸入の予備	E
30	関税法	第109条第5項	公安又は風俗を害すべき書籍等の輸入の予備	E
31	関税法	第112条	犯罪に係る貨物の運搬、保管等	E
32	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の2第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的でのけん銃等の不法輸入・同未遂	E
33	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第1号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われるけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等の目的で行うけん銃の所持	E
34	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第2号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われる2以上のけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等の目的で行う2以上のけん銃の所持	E
35	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等の譲渡し又は貸付け・同未遂 営利目的のけん銃等の譲受け又は借受け・同未遂	E
36	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的でのけん銃実包の不法輸入・同未遂	E
37	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の8	けん銃実包の所持	E
38	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃実包の譲渡し・同未遂 営利目的のけん銃実包の譲受け・同未遂	E
39	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項第1号	猟銃の所持	E
40	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項第2号、第2項	けん銃部品の不法輸入・同未遂	E

41	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等の輸入予備	E
42	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等輸入のための資金等提供	E
43	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の15	けん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋	E
44	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第1号	銃砲（けん銃及び猟銃以外）又は刀剣類の所持	E
45	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第2号	けん銃部品の所持	E
46	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第3号、第2項	けん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受け・同未遂	E
47	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第1項（ <u>第31条の2第2項に係る部分に限る。</u> ）	けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品の輸入	E
48	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第1号	けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品の所持	F
49	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第2号	物品のけん銃等として譲渡しと譲受け又は貸付けと借受け	F
50	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第3号	けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品の輸入	F
51	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第1号	けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品の所持	F
52	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第2号	物品のけん銃実包等としての譲渡し又は譲受け	F
53	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第3号	けん銃部品として交付等を受けた物品の輸入	F
54	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第4項第1号	けん銃部品として交付を受けた物品又はけん銃部品として取得した物品の所持	F

41	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等の輸入予備	E
42	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等輸入のための資金等提供	E
43	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の15	けん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋	E
44	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第1号	銃砲（けん銃及び猟銃以外）又は刀剣類の所持	E
45	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第2号	けん銃部品の所持	E
46	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第3号、第2項	けん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受け・同未遂	E
47	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第1項	けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品の輸入	E
48	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第1号	けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品の所持	F
49	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第2号	物品のけん銃等として譲渡しと譲受け又は貸付けと借受け	F
50	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第3号	けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品の輸入	F
51	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第1号	けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品の所持	F
52	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第2号	物品のけん銃実包等としての譲渡し又は譲受け	F
53	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第3号	けん銃部品として交付等を受けた物品の輸入	F
54	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第4項第1号	けん銃部品として交付を受けた物品又はけん銃部品として取得した物品の所持	F

55	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第4項第2号	物品のけん銃部品としての譲渡し等	F
56	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の18第1号	けん銃夾包の譲渡しと譲受けの周旋	F
57	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第1号	けん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋	F
58	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第4号	準空気銃の所持	F
59	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第5号	販売目的の模擬銃器の所持	F
60	銃砲刀剣類所持等取締法	第33条第1号	登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲渡し等	F
61	銃砲刀剣類所持等取締法	第35条第2号(第22条の2第1項に係る部分に限る。)	販売目的の模擬銃器の所持又は銃砲若しくは刀剣類の発見等の届出義務違反	G
62	特許法	第196条の2(第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)	特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為	E
63	実用新案法	第56条(第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入及び所持に係る部分に限る。)	実用新案権又は専用実施権の侵害	E
64	意匠法	第69条の2(第38条の譲渡、輸入及び所持する行為に係る部分に限る。)	意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為	E
65	商標法	第78条の2(第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)	商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為	E
66	電気用品安全法	第57条第3号(販売に係る部分に限る。)	電気用品の販売	F
67	印紙税法	第22条第3号(第16条の販売又は所持に係る部分に限る。)	納付印等の販売又は所持の禁止	F
68	著作権法	第119条第2項第3号(第113条第1項第2号の <u>申出</u> に係る部分に限る。)	著作権等を侵害する行為とみなされる行為	E

55	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第4項第2号	物品のけん銃部品としての譲渡し等	F
56	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の18第1号	けん銃夾包の譲渡しと譲受けの周旋	F
57	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第1号	けん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋	F
58	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第4号	準空気銃の所持	F
59	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第5号	販売目的の模擬銃器の所持	F
60	銃砲刀剣類所持等取締法	第33条第1号	登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲渡し等	F
61	銃砲刀剣類所持等取締法	第35条第2号(第22条の2第1項に係る部分に限る。)	販売目的の模擬銃器の所持又は銃砲若しくは刀剣類の発見等の届出義務違反	G
62	特許法	第196条の2(第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)	特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為	E
63	実用新案法	第56条(第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入及び所持に係る部分に限る。)	実用新案権又は専用実施権の侵害	E
64	意匠法	第69条の2(第38条の譲渡、輸入及び所持する行為に係る部分に限る。)	意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為	E
65	商標法	第78条の2(第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)	商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為	E
66	電気用品安全法	第57条第3号(販売に係る部分に限る。)	電気用品の販売	F
67	印紙税法	第22条第3号(第16条の販売又は所持に係る部分に限る。)	納付印等の販売又は所持の禁止	F
68	著作権法	第119条第2項第3号(第113条第1項第2号に係る部分に限る。)	著作権等を侵害する行為とみなされる行為	E

関係条項訂正

69	著作権法	第120条の2第1号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）	技術的保護手段の回避機能装置の譲渡等	E
70	著作権法	第120条の2第3号（第113条第4項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）	営利を目的とした著作人人格権等の侵害行為	E
71	著作権法	第120条の2第4号（第113条第6項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）	営利を目的とした著作権等の侵害行為	E
72	著作権法	第121条	著作者でない者等の実名等を表示した著作物の複製物の頒布	F
73	著作権法	第121条の2（頒布及び所持に係る部分に限る。）	商業用レコード複製物の頒布、頒布目的所持	F
74	郵便切手類模造等取締法	第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）	模造郵便切手等の輸入等	F
75	消費生活用製品安全法	第58条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）	消費生活用製品の販売	F
76	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第10条第1号（第5条の販売又は授与に係る部分に限る。）	基準に適合しない家庭用品の販売等	F
77	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）	希少野生動植物種の個体等の譲渡し、譲受け、引渡し又は引取り	E
78	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）	特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等の輸出入	E
79	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第58条第2号（第17条に係る部分に限る。）	希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布目的陳列	F
80	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第63条第6号（第21条第3項に係る部分に限る。）	登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする譲渡し等	G
81	不正競争防止法	第21条第2項第1号（第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	他人の商品等表示として認識されているものと同一又は類似の商品等を使用した商品の譲渡し等	E
82	不正競争防止法	第21条第2項第3号（第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡し等	E

69	著作権法	第120条の2第1号（譲渡、貸与又は譲渡若しくは貸与を目的とした所持に係る部分に限る。）	技術的保護手段の回避機能装置の譲渡等	E
70	著作権法	第120条の2第3号（第113条第3項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）	営利を目的とした著作人人格権等の侵害行為	E
71	著作権法	第120条の2第4号（第113条第6項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）	営利を目的とした著作権等の侵害行為	E
72	著作権法	第121条	著作者でない者等の実名等を表示した著作物の複製物の頒布	F
73	著作権法	第121条の2（頒布及び所持に係る部分に限る。）	商業用レコード複製物の頒布、頒布目的所持	F
74	郵便切手類模造等取締法	第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）	模造郵便切手等の輸入等	F
75	消費生活用製品安全法	第58条第1号（第4条第1項（販売に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	消費生活用製品の販売	F
76	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第10条第1号（第5条の販売又は授与に係る部分に限る。）	基準に適合しない家庭用品の販売等	F
77	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）	希少野生動植物種の個体等の譲渡し、譲受け、引渡し又は引取り	E
78	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）	特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等の輸出入	E
79	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第58条第2号（第17条に係る部分に限る。）	希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布目的陳列	F
80	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第63条第6号（第21条第3項に係る部分に限る。）	登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする譲渡し等	G
81	不正競争防止法	第21条第2項第1号（第2条第1項第1号又は第14号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	他人の商品等表示として認識されているものと同一又は類似の商品等を使用した商品の譲渡し等	E
82	不正競争防止法	第21条第2項第3号（第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡し等	E

関係条項訂正

関係条項訂正

関係条項条ずれ

83	不正競争防止法	第21条第2項第7号（第16条及び第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	外国の国旗等類似記章を商標として使用した商品の譲渡等	E
84	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）	児童ポルノ提供目的所持及び輸出	E
85	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）	児童ポルノ不特定多数提供目的所持及び輸出入	E
86	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第83条第1項第4号（第25条第1項に係る部分に限る。）	鳥獣（加工品）の輸出	F
87	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第83条第1項第4号（第26条第1項に係る部分に限る。）	鳥獣（加工品）の輸入	F
88	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第84条第1項第5号（第16条第2項に係る部分に限る。）	使用禁止猟具の販売等	F
89	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第84条第1項第5号（第27条（譲渡し、譲受け、販売又は加工若しくは引受けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	違法に捕獲又は輸入した鳥獣（加工品）の譲渡し等	F
90	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	第16条（第3条に係る部分に限る。）	特殊開錠用具の所持	F
91	消費者安全法	第51条第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分に限る。）	消費安全性を欠く商品等の譲渡等	E
92	古物営業法	第31条第1号	無許可営業	E
93	古物営業法	第31条第2号	不正手段により許可を受ける行為	E
94	古物営業法	第31条第3号	名義貸し	E
95	古物営業法	第31条第4号	営業停止等命令違反	E

83	不正競争防止法	第21条第2項第6号（第16条及び第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	外国の国旗等類似記章を商標として使用した商品の譲渡等	E
84	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）	児童ポルノ提供目的所持及び輸出	E
85	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）	児童ポルノ不特定多数提供目的所持及び輸出入	E
86	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第83条第1項第4号（第25条第1項及び第26条第1項に係る部分に限る。）	鳥獣（加工品）の輸出	F
87	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第83条第1項第4号（第25条第1項及び第26条第1項に係る部分に限る。）	鳥獣（加工品）の輸入	F
88	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第84条第1項第5号（第16条第2項又は第27条（譲渡し、譲受け、販売又は保管のための引渡し若しくは引受けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	使用禁止猟具の販売等	F
89	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第84条第1項第5号（第16条第2項又は第27条（譲渡し、譲受け、販売又は保管のための引渡し若しくは引受けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	違法に捕獲又は輸入した鳥獣（加工品）の譲渡し等	F
90	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	第16条（第3条に係る部分に限る。）	特殊開錠用具の所持	F
91	消費者安全法	第51条第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	消費安全性を欠く商品等の譲渡等	E
92	古物営業法	第31条第1号	無許可営業	E
93	古物営業法	第31条第2号	不正手段により許可を受ける行為	E
94	古物営業法	第31条第3号	名義貸し	E
95	古物営業法	第31条第4号	営業停止等命令違反	E

関係条項訂正

関係条項訂正

96	古物営業法	第32条	古物商の営業制限違反	F
97	古物営業法	第33条第1号	古物市場での取引制限違反	F
98	古物営業法	第33条第1号	確認等義務違反	F
99	古物営業法	第33条第1号	帳簿等備付け等義務違反	F
100	古物営業法	第33条第1号	品触れに係る電磁的方法による記録保存義務違反	F
101	古物営業法	第33条第1号	古物商の品触れ相当品届出義務違反	F
102	古物営業法	第33条第1号	古物市場主の品触れ相当品届出義務	F
103	古物営業法	第33条第2号	古物商の帳簿等記載等義務違反	F
104	古物営業法	第33条第2号	古物市場主の帳簿等記載等義務違反	F
105	古物営業法	第33条第3号	帳簿等き損等届出義務違反	F
106	古物営業法	第33条第4号	品触書保存等義務違反	F
107	古物営業法	第33条第5号(第21条の7の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分を除く。)	差止め命令違反	F
108	古物営業法	第34条第1号	許可申請書等虚偽記載	G
109	古物営業法	第34条第2号	競り売り届出義務違反	G

96	古物営業法	第32条	古物商の営業制限違反	F
97	古物営業法	第33条第1号	古物市場での取引制限違反	F
98	古物営業法	第33条第1号	確認等義務違反	F
99	古物営業法	第33条第1号	帳簿等備付け等義務違反	F
100	古物営業法	第33条第1号	品触れに係る電磁的方法による記録保存義務違反	F
101	古物営業法	第33条第1号	古物商の品触れ相当品届出義務違反	F
102	古物営業法	第33条第1号	古物市場主の品触れ相当品届出義務	F
103	古物営業法	第33条第2号	古物商の帳簿等記載等義務違反	F
104	古物営業法	第33条第2号	古物市場主の帳簿等記載等義務違反	F
105	古物営業法	第33条第3号	帳簿等き損等届出義務違反	F
106	古物営業法	第33条第4号	品触書保存等義務違反	F
107	古物営業法	第33条第5号(第21条の7の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分を除く。)	差止め命令違反	F
108	古物営業法	第34条第1号	許可申請書等虚偽記載	G
109	古物営業法	第34条第2号	競り売り届出義務違反	G

110	古物営業法	第35条第1号(第10条の2第2項の規定違反に係る部分を除く。)	変更届出義務違反	G
111	古物営業法	第35条第2号	許可証返納義務違反	G
112	古物営業法	第35条第2号	許可証携帯義務違反	G
113	古物営業法	第35条第2号	行商従業者証携帯義務違反	G
114	古物営業法	第35条第2号	標識掲示等義務違反	G
115	古物営業法	第35条第3号	立入り等の拒否等	G
116	古物営業法	第35条第4号	報告義務違反	G
117	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第1項	金銭の貸付けを行う者による高金利の貸付け	E
118	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第2項	業として金銭の貸付けを行う場合の20%を超える高金利の貸付け	E
119	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第3項	業として金銭の貸付けを行う場合の109.5%を超える高金利の貸付け	E
120	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の2	高保証料の契約	E
121	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第1項	保証料がある場合の高金利の貸付け	E
122	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第2項	保証があり、かつ、変動利率のある高金利の貸付け	E
123	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第3項	根保証のある場合の高金利の貸付け	E

110	古物営業法	第35条第1号(第10条の2第2項の規定違反に係る部分を除く。)	変更届出義務違反	G
111	古物営業法	第35条第2号	許可証返納義務違反	G
112	古物営業法	第35条第2号	許可証携帯義務違反	G
113	古物営業法	第35条第2号	行商従業者証携帯義務違反	G
114	古物営業法	第35条第2号	標識掲示等義務違反	G
115	古物営業法	第35条第3号	立入り等の拒否等	G
116	古物営業法	第35条第4号	報告義務違反	G
117	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第1項	金銭の貸付けを行う者による高金利の貸付け	E
118	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第2項	業として金銭の貸付けを行う場合の20%を超える高金利の貸付け	E
119	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第3項	業として金銭の貸付けを行う場合の109.5%を超える高金利の貸付け	E
120	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の2	高保証料の契約	E
121	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第1項	保証料がある場合の高金利の貸付け	E
122	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第2項	保証があり、かつ、変動利率のある高金利の貸付け	E
123	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第3項	根保証のある場合の高金利の貸付け	E

124	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第1項	高金利の処罰等を免れる行為	E
125	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第2項	高金利（109.5%）の処罰を免れる行為	E
126	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	出資金の受入れ	E
127	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	預り金の禁止	E
128	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	浮貸し等の禁止	E
129	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	金銭貸借等の媒介手数料の制限	E
130	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第2号	出資金の受入れ等の禁止を免れる行為	E
131	その他の法令違反（罰金以上の罰則）			H
132	1から131までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは補助する行為又は当該行為を教唆する行為			当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

124	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第1項	高金利の処罰等を免れる行為	E
125	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第2項	高金利（109.5%）の処罰を免れる行為	E
126	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	出資金の受入れ	E
127	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	預り金の禁止	E
128	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	浮貸し等の禁止	E
129	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	金銭貸借等の媒介手数料の制限	E
130	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第2号	出資金の受入れ等の禁止を免れる行為	E
131	その他の法令違反（罰金以上の罰則）			H
132	1から131までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは補助する行為又は当該行為を教唆する行為			当該法令違反行為に係る分類と同一の分類